

対応事例編

武力攻撃事態及び緊急対処事態発生から市の初動体制、警報の通知・伝達、避難の誘導、救援等の一連の国民保護措置を分かりやすいものとするため、具体的な事例についての対応の流れを例示し、国や県、市等がどのような措置を実施し、住民のとるべき行動の概要を福岡県国民保護計画を基本として示す。

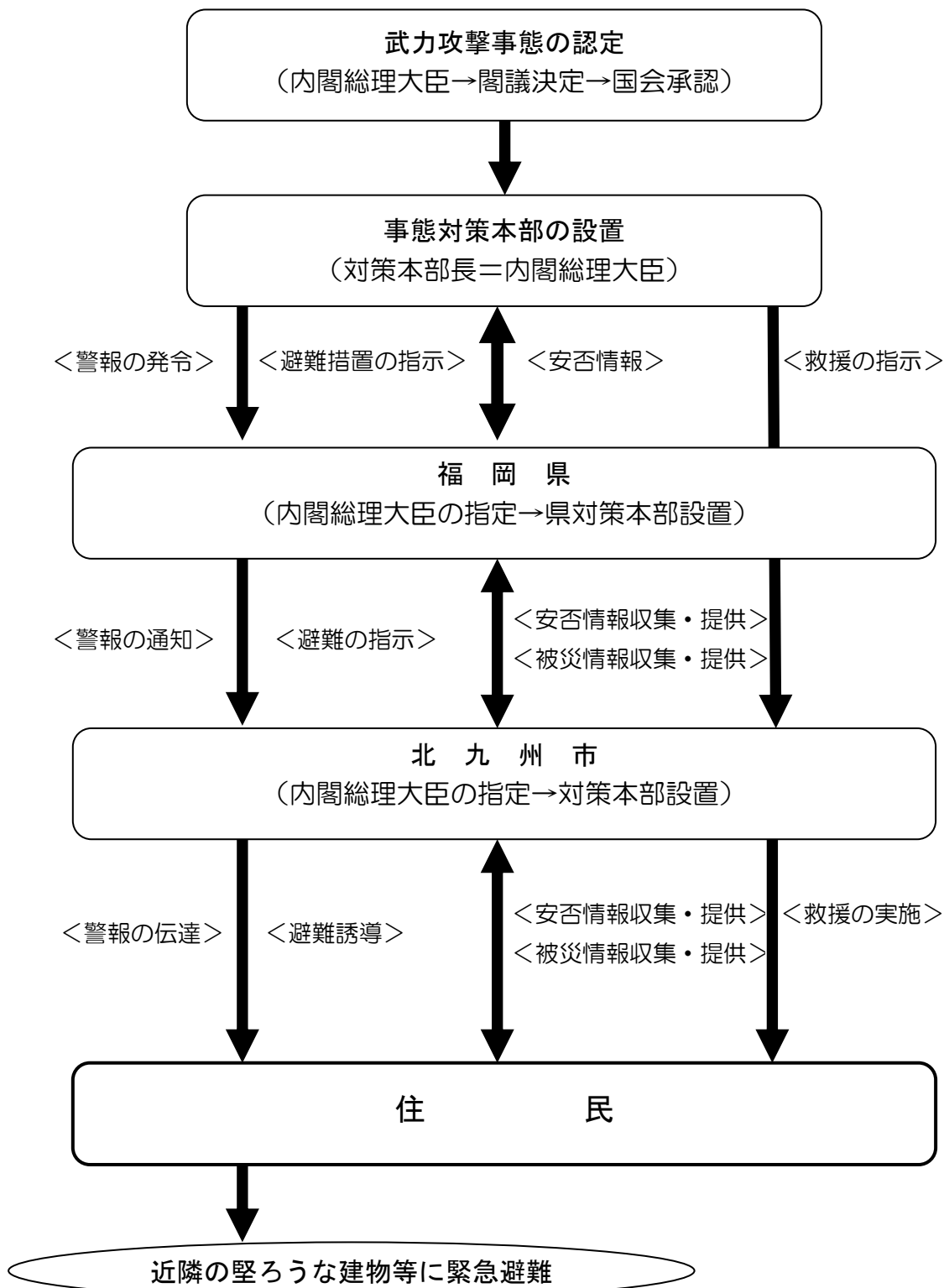
事例は、

- ① 武力攻撃事態及び緊急対処事態への迅速な対応が必要と考えられること
- ② 国内外の情勢等からその対処の考え方を示すことが重要であることなどを考慮し、次の事例を選定した。

	武力攻撃事態	緊急対処事態
選定事例	弾道ミサイル攻撃	列車等の爆破
初動及び措置内容	国の警報発令に始まり、対応は避難が中心	市内での被害発生情報の入手から始まり、対応は救助等が中心

※特に「市」と「市長」の使い分けはせず、「市」で統一した。国と県についても同様。

弾道ミサイル攻撃への対応事例（概要版）
【想定事例：弾道ミサイルが発射され、着弾後に通常弾頭であることが判明】

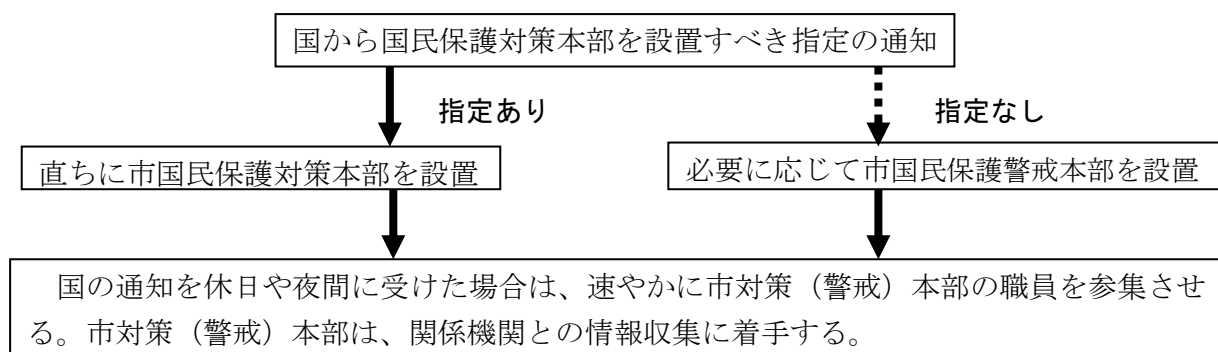


1 弾道ミサイル攻撃への対応事例

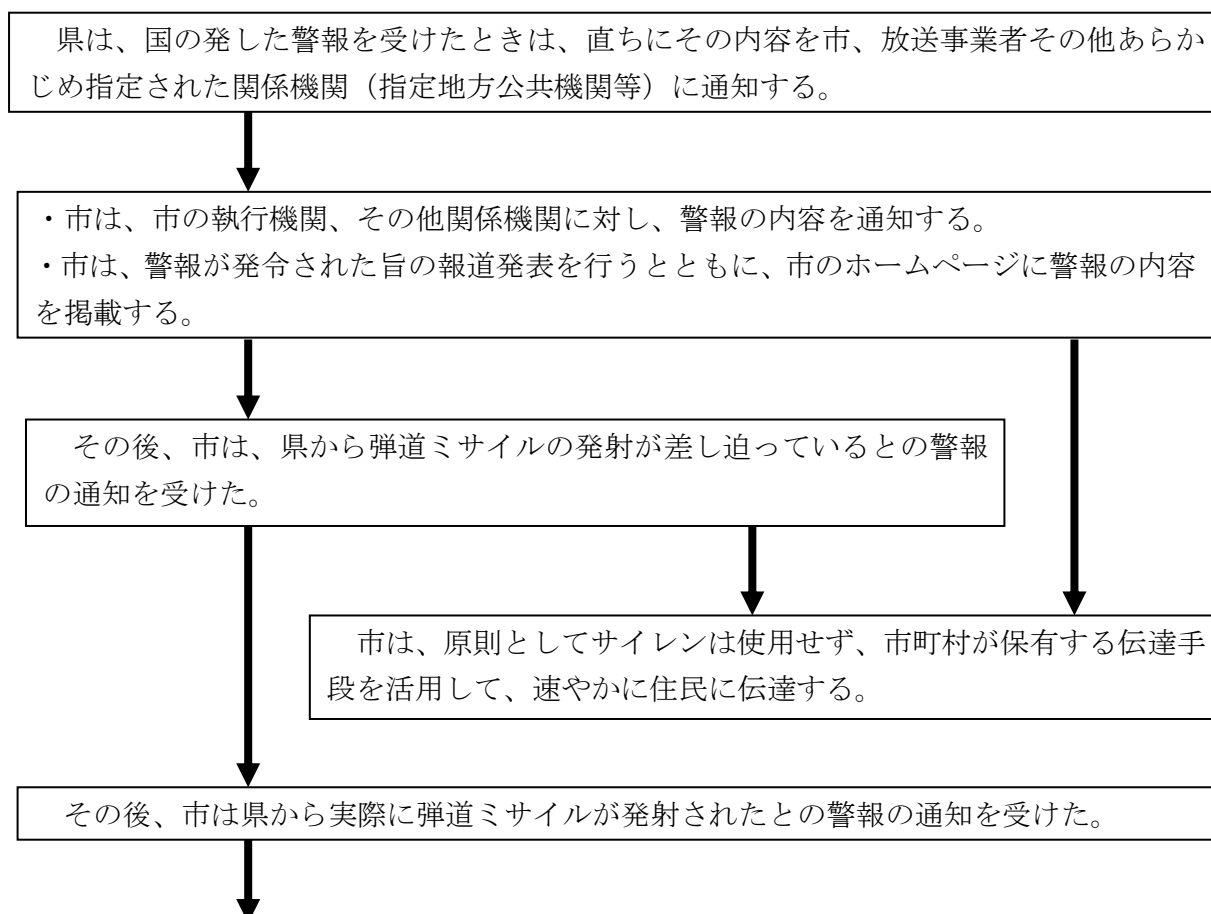
【想定事例：弾道ミサイルが発射され、着弾後に通常弾頭であることが判明】

弾道ミサイル攻撃に際しては、まず弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報が発令され、その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報が発令されることとなっている。

(1) 市国民保護対策（警戒）本部の設置



(2) 関係機関に対する警報の通知と住民への伝達等



- ・市は、広報車等を使用して、国が定めたサイレンを吹鳴して住民に注意喚起し、消防団や市民防災会による連絡網により、警報の内容を周知する。
- ・市は、学校、病院、駅など多数の住民が利用する施設に対して、速やかに警報の内容を伝達する。
- ・県警察は、市と協力して、パトカーや交通情報板等により警報の内容を伝達する。

(3) 関係機関への避難の指示の通知と住民に対する避難の指示

弾道ミサイル攻撃では、住民が速やかに屋内に避難する必要があるため、県は、警報の通知と併せて、直ちにその旨を市町村、放送事業者その他の指定地方公共機関等に通知する。

避難の指示の内容（例）

- ・直ちに、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下施設等へ避難すること
- ・県や市の指示に従い、冷静に行動すること

市は、避難の指示の通知後、直ちに住民を近隣の堅ろうな施設、地下施設等の屋内へ避難誘導する。

住民は、弾道ミサイルの着弾直後、屋外に出ると危険が伴うため、避難した施設内に留まる。

その後、県は、被害内容等が判明した後に、国からの指示を受けて、他の安全な地域への避難を行うよう市に指示する。住民に対する避難の指示は、警報の通知、伝達と同じ方法で行う。

また、放送事業者（指定公共機関及び指定地方公共機関）においても、避難の指示について放送することとする。

その後、市は住民を他の安全な地域へ避難させるため、避難実施要領により避難の誘導を行う。住民の避難を誘導している市職員等は、避難による混雑等で危険な状況にならないよう、障害物を置いていたり避難の流れに逆行する者等に対して、警告や指示を行う。

市は、避難誘導の状況について県へ報告し、必要がある場合には支援の要請を行う。

(4) 被災者の救急・救助等

- ・消防機関等は、弾道ミサイルにより被害が出た場合は、被災者の救急・救助活動及び消火活動を行う。
- ・県警察、消防機関等は、国の機関とともに、弾道ミサイルに化学剤等が使用されているか等を、可能な範囲で調査する。
- ・市は、市内の消防力及び県内の消防応援のみでは対応が不足する場合には、知事に対して緊急消防援助隊等の応援等の要請を行う。

(5) 医療の提供

- ・市は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防機関等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにする。
- ・市は、医師会等と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行う。



市は、警報発令後直ちに医師、看護師による救護班編成、医薬品の確保等の準備を始める。



市は、被災者の情報を収集し、収集した情報に応じて、救護班を現場に派遣し医療活動に当たる。

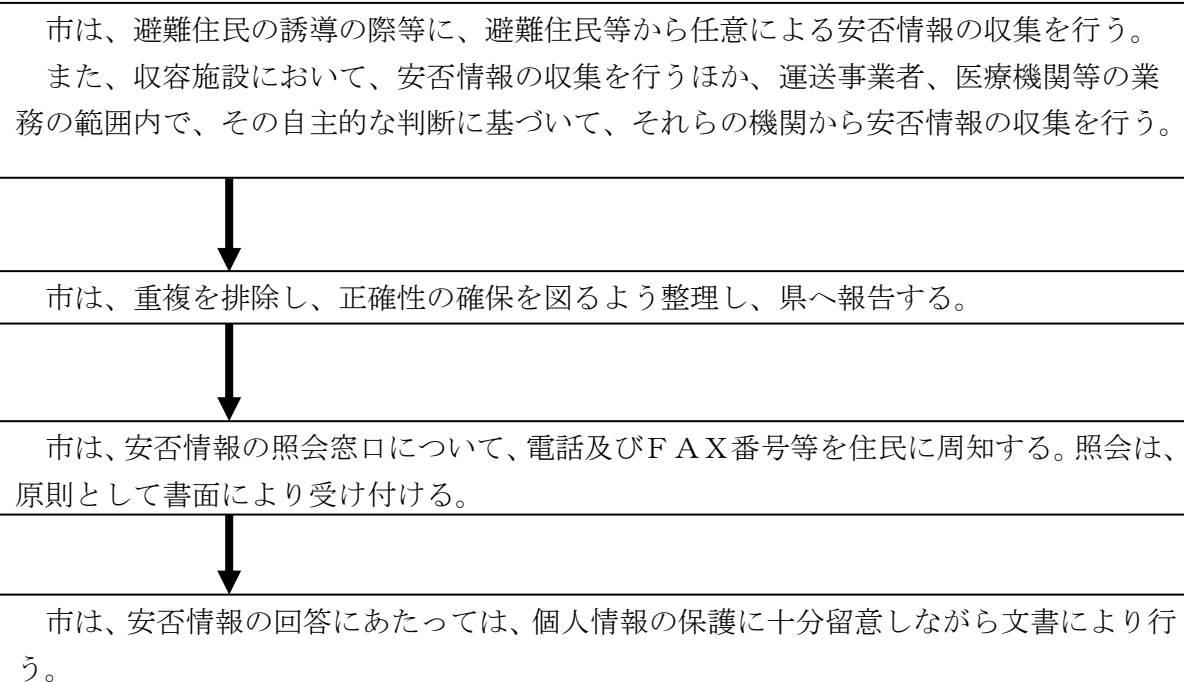


- ・市は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防機関等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにする。
- ・市は、医師会等と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行う。
- ・市は、市内の医療活動で不足する時は、県内市町村の応援及び国、県、日本赤十字社等に対して他都道府県での受入などの後方医療活動を依頼する。

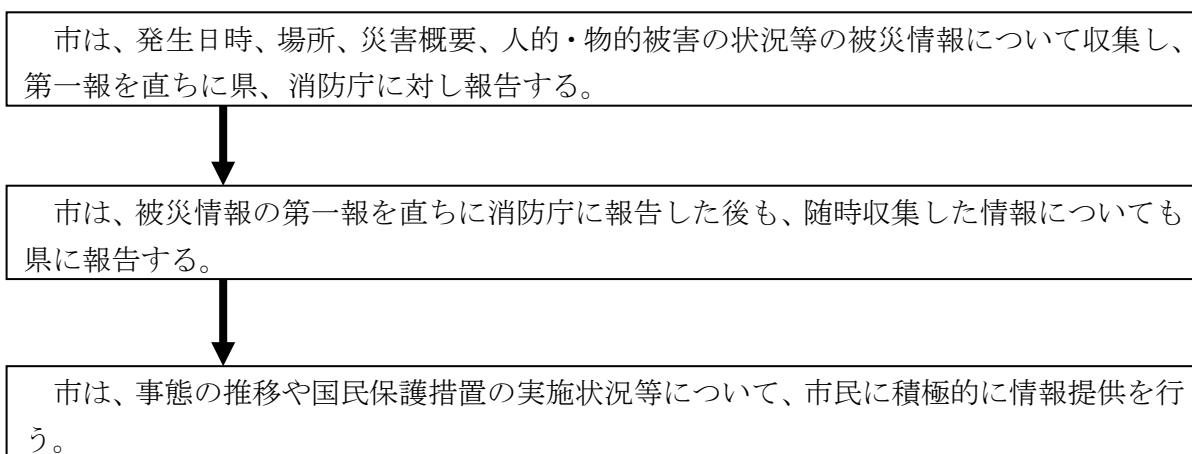
(6) 災害拡大の防止等

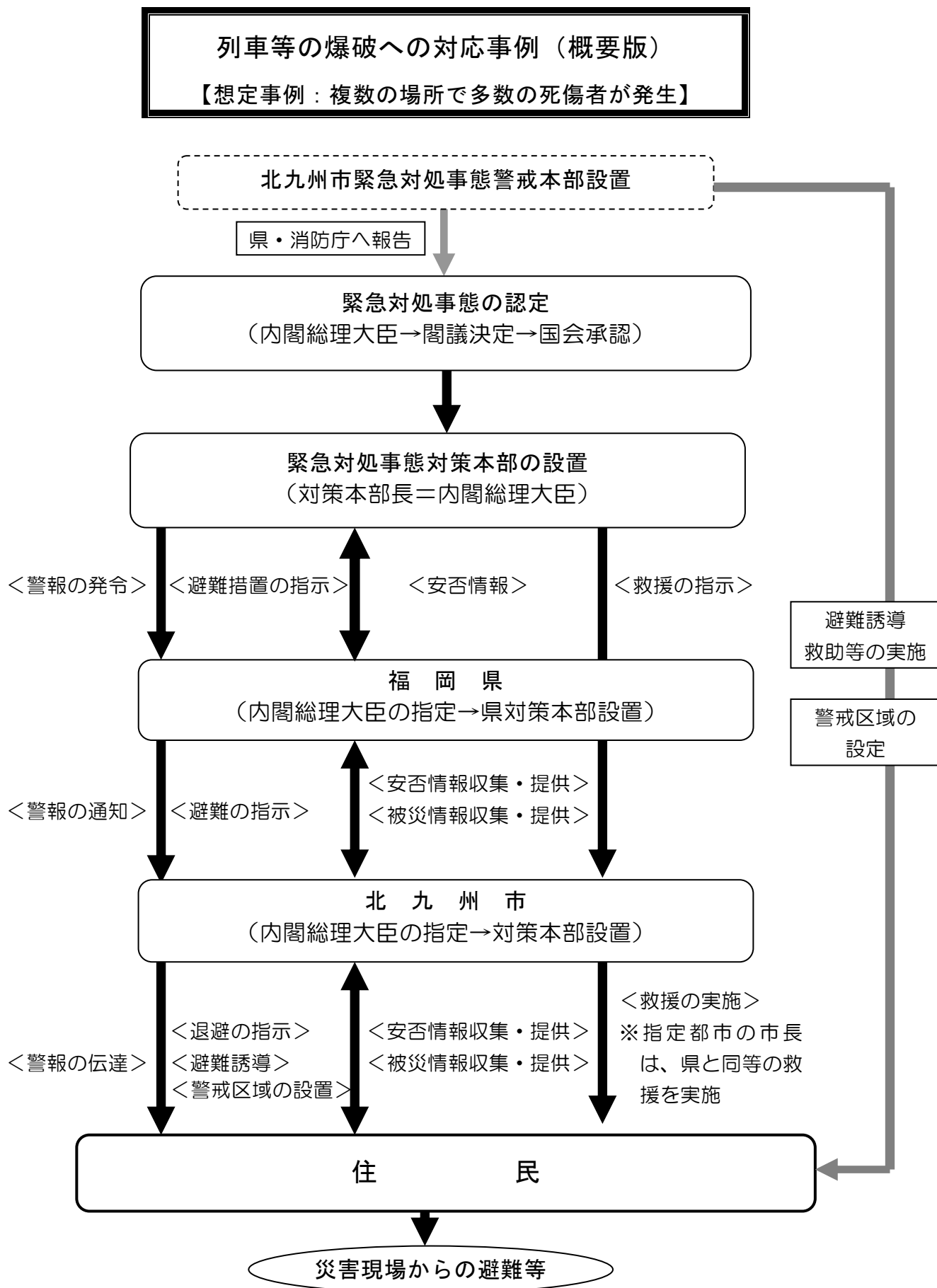
- ・市は、必要に応じて、ミサイルの着弾地点の周辺地域に警戒区域を設定し、その警戒区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、あるいは退去を命じる。
- ・市は、関係機関等と連携して、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等の生活関連等施設における被災状況や対応状況等について、情報の収集を行う。
- ・その施設管理者に対して災害の拡大を防止するため、市は、施設の巡回を行うよう要請する。
また、県警察等は、可能な限り指導、助言などの支援を行う。
- ・市は災害の発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の一時停止などを命じる。

(7) 住民の安否情報の収集、回答



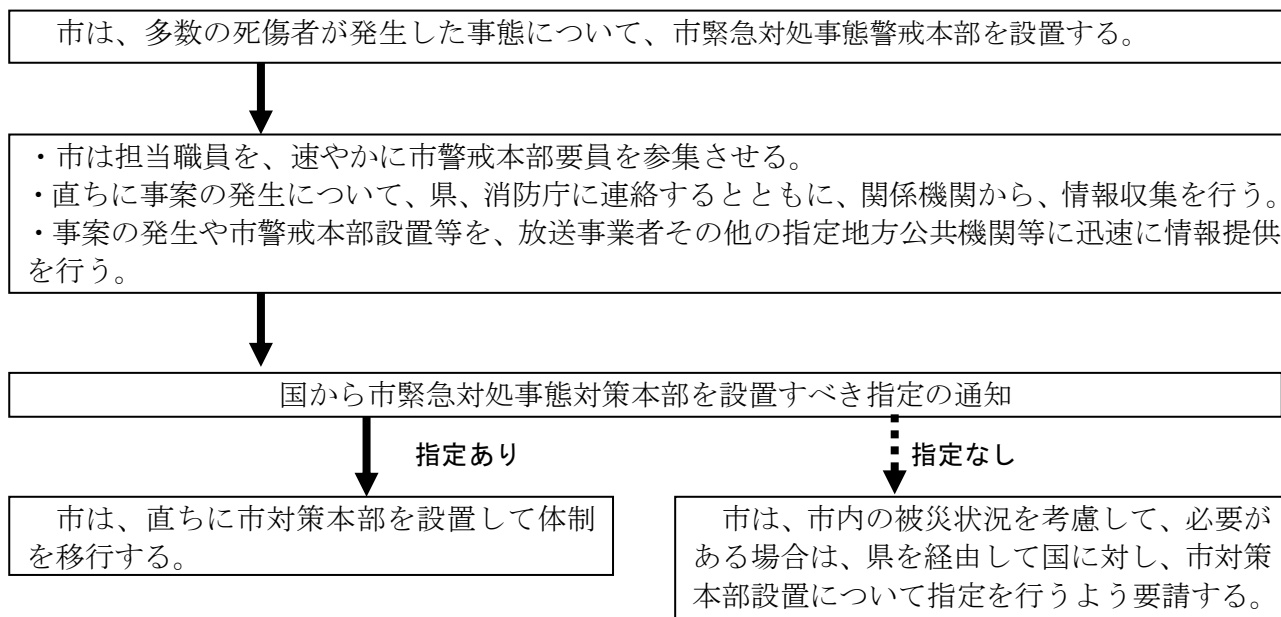
(8) 被災情報の収集、提供



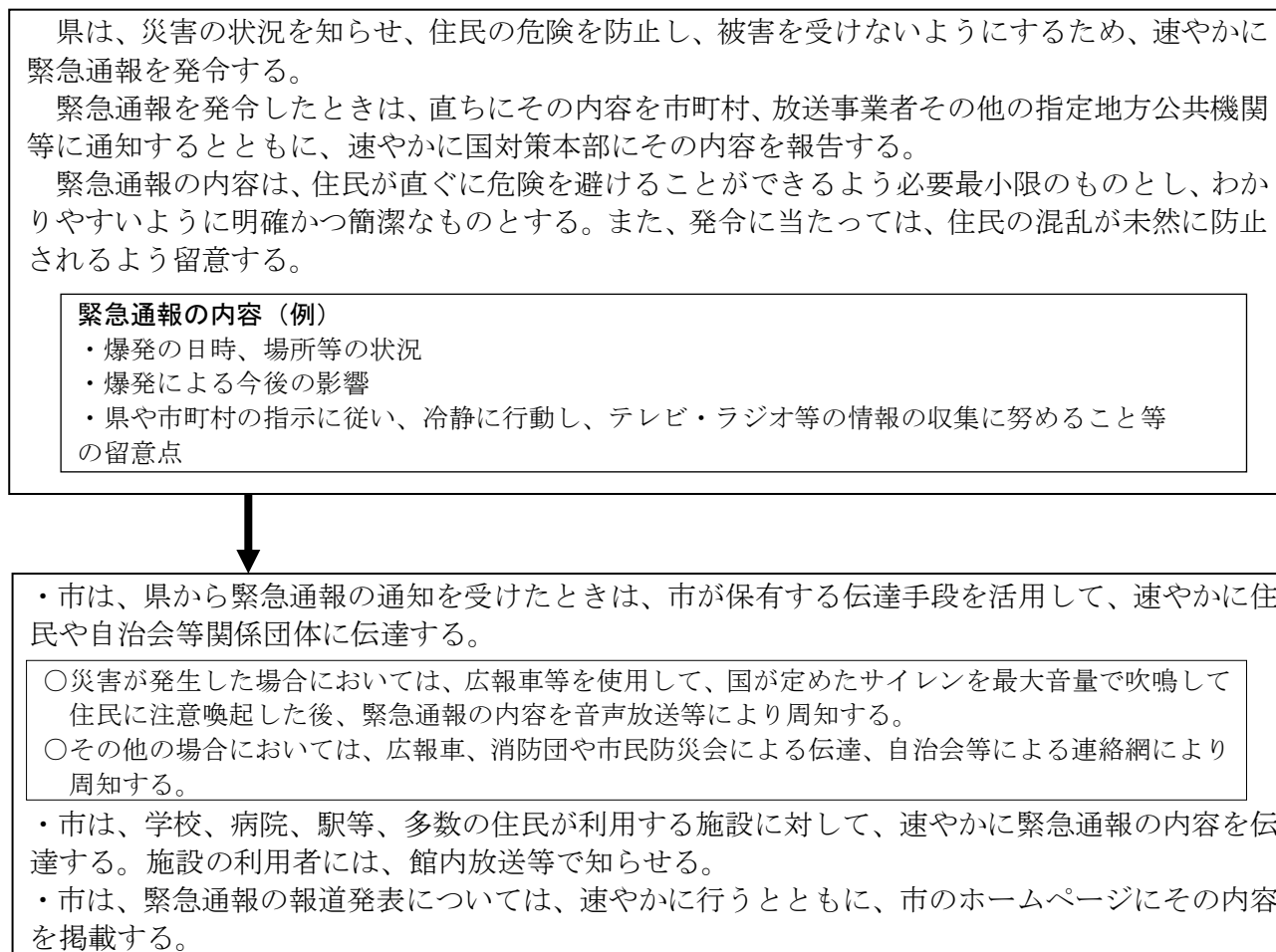


2 列車等の爆破への対応事例【想定事例：複数の場所で多数の死傷者が発生】

(1) 市の初動体制の確立及び緊急対処事態対策本部への移行



(2) 緊急通報の発令と関係機関に対する通知・伝達



(3) 汚染物質の検査等

県警察、消防機関は、国・県の機関とともに、放射性物質や化学剤等が使用されているかどうか確認するための検査を行う。

市は、必要に応じて、汚染物質の特定等のために専門機関における検査を行う。

市は、汚染物質が使用されている場合は、国・県と連携して、汚染物質の除去等の必要な措置を行う。

(4) 被災者の捜索等

消防機関は、直ちに被災者の救急・救助活動及び消火活動を実施し、必要に応じて、市は他の市町村長等に対し相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

市は、県警察等とともに、被災者の捜索及び救出等救援活動を行う。

市は、市内の消防力及び県内の消防応援で十分でない場合には、知事に対して緊急消防援助隊による支援要請等を行う。

(5) 医療の提供

市は、被害情報の報告を受けて直ちに医師、看護師による救護班編成、医薬品等の確保等の準備を始める。

市は、被災者の情報を収集し、収集した情報に応じて救護班を現場に派遣して医療活動に当たる。

- ・市は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防機関等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにする。
- ・市は、医師会等と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行う。
- ・市は、市内の医療活動で不足する時は、県内市町村の応援及び国、県、日本赤十字社等に対して他都道府県での受入などの後方医療活動を依頼する。

(6) 警戒区域の設定及び交通規制等

- ・市は、災害の発生状況や被災情報等から判断して、特に必要がある場合は、警戒区域の設定を行う。
- ・市は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ・市は、必要な場所に職員を配置し、警戒区域内には、住民等が立ち入らないようにする。
- ・県警察は、警戒区域の設定に伴って、交通規制などを行う。

(7) 住民に対する退避の指示等

市は、災害が発生した地域又は発生するおそれがある地域について、特に必要がある場合は、地域の住民に対し退避の指示を行い、広報車等により速やかにその内容を伝達する。

市は、住民の退避にあたって、必要な誘導を行う。
 ・デパート等の大規模集客施設等の利用者が退避する場合は、市は施設管理者と協力して、館内放送を利用して情報を提供する等、混乱の防止を図り、速やかに誘導を行う。

県警察は、この指示の内容を受けて、交通規制を行う。県警察も、時間的な余裕がないときや、市から要請を受けたときは住民に対し退避の指示を行う。

市は、さらに被害の状況や二次被害、次の爆破の危険性等を考慮して、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等の生活関連等施設の周辺地域や屋外に滞在することが危険であると考えられる地域においては、避難施設を示して「屋内への退避」等を指示する。

市は、退避の指示をした場合は、速やかにその旨を県に通知する。
 また、県が退避の指示を行ったときは、直ちにその旨を市に通知する。

県は、県及び市が行った退避の指示について、国に報告する。

(8) 避難施設の開設

市は、退避する住民を受け入れることができるよう、速やかに避難施設を開設する。

(9) 災害拡大の防止等

- ・市は、関係機関等と連携して、被災状況や対応状況等について、情報の収集を行う。
- ・市は、その施設管理者に対して災害の拡大を防止するため、施設の巡回を行うよう要請する。また、県警察等は、可能な限り指導、助言等の支援を行う。
- ・市は、災害の発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の一時停止などを命じる。

(10) 住民の安否情報や被災情報の収集、提供

市は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意による安否情報の収集を行う。
また、収容施設において、安否情報の収集を行うほか、運送事業者、医療機関等の業務の範囲内で、その自主的な判断に基づいて、それらの機関から安否情報の収集を行う。

市は、重複を排除し、正確性の確保を図るよう整理し、県へ報告する。

市は、安否情報の照会窓口について、電話及びFAX番号等を住民に周知する。照会は、原則として書面により受け付ける。

市は、安否情報の回答にあたっては、個人情報の保護に十分留意しながら文書により行う。

(11) 被災情報の収集、提供

市は、発生日時、場所、災害概要、人的・物的被害の状況等の被災情報について収集し、第一報を直ちに県、消防庁に対し報告する。

市は、被災情報の第一報を直ちに消防庁に報告した後も、随時収集した情報についても県に報告する。

市は、事態の推移や国民保護措置の実施状況等について、市民に積極的に情報提供を行う。